

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和3(2021)年4月7日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先日の日本選手権での、池江璃花子選手の100メートルバタフライでの優勝は、大きな感動を覚えた。2年ほど前に白血病が判明し、それから色々なコメントがSNSで流れていたが、一番印象に残っているのは、池江選手が『神様は自分が乗り越えられない試練は与えないと思っている。自分も乗り越えられない壁はないと思っている。』旨を話していたことで、印象深く受け止めて手帳にも書き留めていた。彼女は想像を絶するような様々な試練を乗り越えて、今に至っていると思う。新型コロナウイルス感染症が発生してから、多くの人々が悩み苦しみ、生活の困難さに直面したわけであるが、そういった中で救いがあるとすれば、今回の池江選手の活躍はその一つではないかという思いを強くしたところである。是非、オリンピックが開催されて、池江選手が本番でも活躍してくれることを期待せずにはいられない。我々が今、直面している試練なり壁は沢山あると思う。しかし、そういった試練や壁は必ず乗り越えられるという強い決意を持ちながら毎日精進していけば、暗いトンネルの先にも必ず明かりが見える。乗り越えた時に人間として一回りも二回りも成長できるという心積もりを持って進んでいけば、人としても組織としても成長する良い機会になるだろうと思っているので、これからも一生懸命取り組んでいただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和3年度監察実施計画について

警察本部から、「令和3年度の監察実施計画について、警察庁が行う監察は、実施項目に基づき通年で実施される予定である。当県では、4月から5月には全警察署及び本部執行隊、6月には本部内所属を対象として、人事異動後における業務・服務監察を実施する。その後、東京オリンピック・パラリンピック大会の期間を除いた7月から11月までの間に、警察署に対する業務・服務監察を実施する。警察署当直、交番・駐在所、本部執行隊及び分駐隊に対する随時監察は昨年度に引き続き通年で実施する。また、監察実施項目は、過去の事例を参考に非違事案の発生リスクの高い業務領域に重点を置いた服務監察を実施す

るほか、昨年度の警察庁監察等の指摘事項等を踏まえた業務監察の実施項目を設定した。なお、本年度は監察項目を絞り込み、実施体制を縮小して各警察署の負担軽減を図るほか、その他の業務については、各部が実施する予防監察により非違事案の未然防止に努める。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「監察実施項目は県警察で問題となる可能性が高いものを取り上げたと思うが、特に、ハラスメントの防止と、外部記録媒体の不正利用防止について、しっかり取り組んでいただきたい。」

○ 第36回危険業務従事者叙勲の内示について

警察本部から、「第36回危険業務従事者叙勲の内示について、本県から16名が内示され、伝達式は5月7日に実施予定である。なお、皇居での拝謁については、新型コロナウイルス感染症の影響により未定である。また、広報については内閣府賞勲局が報道機関に一括発表する。」旨の報告があった。

【生活安全全部議題】

○ 令和3年度特殊詐欺被害防止広報(テレビCM)事業及び同事業企画コンペの開催について

警察本部から、「特殊詐欺被害防止広報について、県警察ではこれまで、警察本部においては『ぴかぼメール』を用いた情報発信やマスコミへの広報、関係機関への情報提供を、各警察署においては地元ケーブルテレビ局やコミュニティラジオ、防災無線を活用した注意喚起広報を行っている。令和3年度は新規事業として、特殊詐欺被害防止対策をテレビで紹介するCMを放送しようとするもの。事業の趣旨として、犯行手口の巧妙化・多様化が進む特殊詐欺に対する防犯意識の高揚を図るとともに、被害割合が高い高齢者をはじめとした県民に、詐欺に気付く力を身につけていただくため、情報源として広く利用されるテレビを通じて特殊詐欺の最新手口や被害防止対策を紹介するCMを放送する。CMの内容は仕様に基づき、4月中旬に開催する企画コンペで応募事業者の提案を受け、審査の上決定する。CMの放映は、本年6月1日から来年2月28日までの平日、県内民放局のうち2局以上において、日中の午前1回、午後1回ずつ15秒のCMを放映する。本事業の予算額は約1,280万円であり、企画提案事業者と放送局とで予算内での調整を図りつつ、事業を実施する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「既にラジオCMは放送されているが、視覚に訴えるのは凄く効果がある。予算はかかるが効果は期待できると思うので是非やっていただきたい。」

《 委員発言 》

「テレビの視聴傾向が高い高齢者に凄く効果的だと思う。『ぴかぼメール』も良い取組であり若い人にどんどん広げてほしいが、高齢の方はメールが苦手な方もいることから、テレビを活用することはとても良い。スーパーに行くと県警察からのお知らせとして店内放送を繰り返し流していただいているが、慣れてしまうと聞き逃してしまうおそれもある。映像で見せることで広報効果が期待できると思うので、

CM内容が楽しみである。」

《 委員発言 》

「最近、スマートフォンにアマゾンの名乗る不審なショートメールが届き、内容を確認したくなかったが間一髪で止まり、事なきを得た。その後、それが特殊詐欺の手口の一つとネットニュースで知り、非常に安堵したということがあった。仮に岩手県で発生していないものでも、全国でそういった様々な特殊詐欺の新たな手口が出てきた時には、すぐに『ぴかぽメール』で注意喚起すると被害防止に非常に効果があると思うので、そういう対応もされたい。」

【刑事部議題】

○ 専決事務処理状況（令和3年1月～3月）について

警察本部から、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく責任者講習の、令和2年度第4四半期の実施状況について、1月に盛岡、2月に花巻の各1回ずつ開催し、合計113名が受講した。業種別受講者数は、選任時講習では小売業、銀行業、信用金庫等その他の金融業を中心に82名、定期講習では建設業を中心に31名が受講している。施行後の年度別受講者総数について、令和2年度は、年度当初に新型コロナウイルス感染症の影響が危惧されたところ、会場の調整等により講習回数は20回、受講者早々は832名に及び、おおむね例年どおりの受講者数を確保できた。今後も、業界の方々が暴力団等による不当な要求被害に遭わないように取り組んでまいりたい。」旨の報告があった。

【交通部議題】

○ 道路維持作業用自動車届出手続きの事務合理化について

警察本部から、「道路管理者との除雪委託業務契約にかかる、建設業者等の道路維持作業用自動車の公安委員会届出は、例年、降雪期を迎える11月から12月中旬にかけて年間の7割、約600件が集中し、本部及び各警察署担当職員の超過勤務が常態化していたことから、業務の合理化・効率化を図るとともに、届出者の行政ニーズに応じた本件手続きの見直しを行ったもの。これまで届出者は除雪委託業務契約に基づき、11月から12月にかけて道路維持作業用自動車の届出を行い『道路維持作業用自動車届出確認証』の交付を受け、契約が終了する翌年4月に確認証の返納が集中する状況が毎年常態化していたところ、市町村等の道路管理者と複数年の除雪業務契約を見込み、次年度も同一の車両を使用して道路維持作業に従事させるとの条件に該当すれば、一度交付した確認証の返納を不要とし、この4月から実施することとした。届出事項の変更がある場合を除き届出・返納が不要となることで、取扱件数は大幅に減る見通しであり、警察側の業務改善及び超過勤務縮減のほか、届出者の負担軽減効果が見込まれる。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「こういう事務の集中があることを知らなかったが、非常に良い取組だと思う。シーズン毎に確認書を交付し返納を受けることを繰り返していたことが、確認書の複数年使用が可能になったということは良いことで、事務も効率良くできると思う。一点だけ気になるのは、新たな車両に取り替えた時の届出であるとか、古い確認書の返納の失念などが気になるところである。そのようなことがないように周知された

い。」

《 委員発言 》

「物事が変わるということは、変える側は理解を進めているが、受け手は意外と理解不足ということがある。繰り返し丁寧に説明して、今年一年、本取組が軌道に乗るまでは、相手方に丁寧な関わりをしていただきたい。4月を迎え、各部長の多くは昨年度までとは違う世界を見ており、新鮮な目を見て、業務の要、不要や改善を考える良いチャンスだと思う。是非、効率化という点にも目を向けながら進めていただきたい。」

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 監察課

運転免許取消処分に対する審査請求の受理についての説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令実施報告

○ 総務課

国家公安委員会宛てメールの受理・処理についての説明、決裁